

(事務局次長)

第二条 事務局に、事務局次長三人以内を置く。

2 事務局次長は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。

3 事務局次長は、事務局長を助け、局務を整理する。

(参事官)

第三条 事務局に、参事官五人以内を置く。

2 参事官は、命を受けて、局務を分掌し、又は局務に関する重要な事項の審議に参画する。

3 参事官は、命を受けて、局務を分掌し、又は局務に関する重要な事項の審議に参画する。

(事務局長等の勤務の形態)

第四条 事務局長、事務局次長及び参事官は、その充てられる者の占める関係のある他の職が非常勤の職であるときは、非常勤とする。

(本部の組織の細目)

第五条 この政令に定めるもののほか、本部の組織に關し必要な細目は、内閣総理大臣が定める。

(本部の運営)

第六条 本部の運営に關し必要な事項は、船舶活用医療推進本部長が本部に諮つて定める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律の施行の日（令和六年六月一日）から施行する。

(職員の退職管理に関する政令一部改正)

2 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一内閣の項中「特定複合観光施設区域整備推進本部に置かれる事務局」を「船舶活用医療光施設区域整備推進本部に置かれる事務局」に改める。

(特定秘密の保護に関する法律施行令一部改正)

3 特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）の一部を次のように改

正する。

第一条中「認知症施策推進本部」の下に「船舶活用医療推進本部」を加える。

内閣総理大臣 岸田 文雄

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和6年5月29日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第百九十六号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）別表第二第九十四号及び第二十三條の五の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十号ただし書中「二五%」を「三〇%」に改め、同項中第二十八号の十五を第二十八号の十六とし、第二十八号の十四の次に次の一号を加える。

二十八の十五 四一クロロ一二一フルオロ一五一〔(R.S)〕—〔(一・二・二一トリフルオロエチル〕スルフィニル〕フェニルリ五一〔トリフルオロメチル〕チオ〕ベンチルリエーテル（別名フルペンチオフエノツクス）及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(187)を(188)とし、(32)から(186)までを(33)から(187)までとし、(31)の次に次のように加える。

(32) 一一（三一クロロ一四・五・六・七一テトラヒドロピラゾロ「一・五-a」ピリジン一一一イル）一五一〔シクロプロピルメチル〕アミノ〕一H—ピラゾール一四一カルボニトリル（別名シクロピラニル）及びこれを含有する製剤

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和六年六月一日から施行する。ただし、第二条第一項第十号ただし書及び第三十

一号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第二十八号の十五に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行つた該業については、令和六年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、令和六年八月三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

厚生労働大臣 武見 敬三  
内閣総理大臣 岸田 文雄

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和6年5月29日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第百九十七号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入

国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和五年法律第五十六号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

○厚生労働省令第九十号  
毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第一百六十一号）第111十七条の規定に基て、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のものに定める。  
令和六年五月二十九日 厚生労働大臣 武見 敏三

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令  
別記第一号様式を次のものに改め。

別記第一号様式（第1条関係）

| 製造所(営業所) | 所在地                    | 毒物劇物<br>輸入業<br>登録申請書 |
|----------|------------------------|----------------------|
| 名 称      |                        |                      |
| 類 別      | 化学名(製剤)にあっては、化学名及びその含量 |                      |
| 製造(輸入)品目 |                        |                      |

上記により、毒物劇物の輸入業の登録を申請します。

年 月 日

住所 [法人にあっては、主たる事務所]  
氏名 [法人にあっては、名称及び代表]  
〔者の氏名〕

都道府県知事 殿

(注意)

- 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
- 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 製造(輸入)品目欄には、次により記載すること。  
 (1) 類別は、法別表又は毒物及び劇物指定令による類別によること。  
 (2) 有機ジアン化合物及びこれを含有する製剤については、化学名欄に「有機ジアン化合物」と記載すること。  
 (3) 原体の小分けの場合は、その旨を化学名の横に付記すること。  
 (4) 製剤の含量は、一定の含量幅を持たせて記載して差し支えないこと。  
 (5) 品目の全てを記載することができないときは、この欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。  
 (6) 有機ジアン化合物及びこれを含有する製剤について登録の更新を行う場合は、当該登録の更新前までに製造(輸入)した実績のある有機ジアン化合物の品目(化学名)の全てを別添として提出すること。
- 原体の小分けの場合は、その旨を化学名の横に付記すること。
- 製剤の含量は、一定の含量幅を持たせて記載して差し支えないこと。
- 品目の全てを記載することができないときは、この欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 品目の全てを記載することができないときは、この欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

別記第四町様式を次のものに改め。

別記第4号様式（第4条関係）

| 登録番号及び<br>登録年月日 | 所在地                           | 毒物劇物<br>輸入業<br>登録更新申請書 |
|-----------------|-------------------------------|------------------------|
| 製造所(営業所)        | 所在地                           |                        |
| 名 称             |                               |                        |
| 製造(輸入)品目        | 類 別<br>化学名(製剤)にあっては、化学名及びその含量 |                        |
| 毒物劇物取扱責任者       | 氏 名                           |                        |
| 備 考             | 住 所                           |                        |

上記により、毒物劇物の 製造業  
の登録の更新を申請します。

年 月 日

住所 [法人にあっては、主たる事務所]  
氏名 [法人にあっては、名称及び代表]  
〔者の氏名〕

都道府県知事 殿

(注意)

- 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
- 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 製造(輸入)品目欄には、次により記載すること。  
 (1) 類別は、法別表又は毒物及び劇物指定令による類別によること。  
 (2) 有機ジアン化合物及びこれを含有する製剤については、化学名欄に「有機ジアン化合物」と記載すること。  
 (3) 原体の小分けの場合は、その旨を化学名の横に付記すること。  
 (4) 製剤の含量は、一定の含量幅を持たせて記載して差し支えないこと。  
 (5) 品目の全てを記載することができないときは、この欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。  
 (6) 有機ジアン化合物及びこれを含有する製剤について登録の更新を行う場合は、当該登録の更新前までに製造(輸入)した実績のある有機ジアン化合物の品目(化学名)の全てを別添として提出すること。

別記第十の様式を次のやうに改め。

別記第10号様式(第10条関係)

毒物劇物  
輸入業 登録変更申請書

○厚生労働省令第九十一号  
毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第四条の二第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
令和六年五月二十九日  
(毒物及び劇物取締法施行規則の一部改正)  
第一条 毒物及び劇物取締法施行規則(昭和二十六年厚生省令第四号)の一部を次の表のように改正する。  
厚生労働大臣 武見 敬三

| 登録番号及び登録年月日   |     | 製造業<br>輸入業 登録変更申請書          |
|---------------|-----|-----------------------------|
| 製造所(営業所)      | 所在地 |                             |
| 名 称           | 類 別 | 化学名(製剤)にあつては、化学名及びその含<br>量) |
| 新たに製造(輸入)する品目 |     |                             |
| 備 考           |     |                             |

上記により、毒物劇物の輸入業の登録の変更を申請します。

年 月 日

住所〔法人にあつては、主たる事務所〕  
〔法人にあつては、名稱及び代表者〔者の氏名〕〕

### 第一條 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を次の表のように改正する。

| 改   | 正   | 後 | 改   | 正   | 前 |
|---|---|---|---|---|---|
| 別表第一 (第四条の二関係)  | 別表第一 (第四条の二関係)  |   | 別表第一 (第四条の二関係)  | 別表第一 (第四条の二関係)  |   |
| 劇物<br>一～十の七 (略)   | 劇物<br>一～十の七 (略)   |   | 劇物<br>一～十の七 (略)   | 劇物<br>一～十の七 (略)   |   |
| 十一の八 四一～クロロ一一～フルオロ一<br>五一〔(R)S〕 - (1・1・1)～トロフ<br>ルオロヒチル スルフイール ハリ   | 十一の九・十 一二～フルオロ一<br>五二〔(R)S〕 - (1・1・1)～トロフ<br>ルオロヒチル (別名フルオロメチル)チオ<br>ル=五一〔トリフルオロメチル〕チオ<br>ペノハチル=ヒートル (別名フルペノハチ<br>オフロノツクス) 及びこれらを含有する<br>製剤 |   | 十一の九・十 一二～フルオロ一<br>五二〔(R)S〕 - (1・1・1)～トロフ<br>ルオロヒチル (別名フルオロメチル)チオ<br>ル=五一〔トリフルオロメチル〕チオ<br>ペノハチル=ヒートル (別名フルペノハチ<br>オフロノツクス) 及びこれらを含有する<br>製剤 | 十一の八・十 一二～フルオロ一<br>五二〔(R)S〕 - (1・1・1)～トロフ<br>ルオロヒチル (別名フルオロメチル)チオ<br>ル=五一〔トリフルオロメチル〕チオ<br>ペノハチル=ヒートル (別名フルペノハチ<br>オフロノツクス) 及びこれらを含有する<br>製剤 |   |
| 十一の九・十 一二～フルオロ一<br>五二〔(R)S〕 - (1・1・1)～トロフ<br>ルオロヒチル (別名フルオロメチル)チオ<br>ル=五一〔トリフルオロメチル〕チオ<br>ペノハチル=ヒートル (別名フルペノハチ<br>オフロノツクス) 及びこれらを含有する<br>製剤 | 十一の九・十 一二～フルオロ一<br>五二〔(R)S〕 - (1・1・1)～トロフ<br>ルオロヒチル (別名フルオロメチル)チオ<br>ル=五一〔トリフルオロメチル〕チオ<br>ペノハチル=ヒートル (別名フルペノハチ<br>オフロノツクス) 及びこれらを含有する<br>製剤 |   | 十一の九・十 一二～フルオロ一<br>五二〔(R)S〕 - (1・1・1)～トロフ<br>ルオロヒチル (別名フルオロメチル)チオ<br>ル=五一〔トリフルオロメチル〕チオ<br>ペノハチル=ヒートル (別名フルペノハチ<br>オフロノツクス) 及びこれらを含有する<br>製剤 | 十一の九・十 一二～フルオロ一<br>五二〔(R)S〕 - (1・1・1)～トロフ<br>ルオロヒチル (別名フルオロメチル)チオ<br>ル=五一〔トリフルオロメチル〕チオ<br>ペノハチル=ヒートル (別名フルペノハチ<br>オフロノツクス) 及びこれらを含有する<br>製剤 |   |

都道府県知事 殿

(注意)

- 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
- 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつりと書くこと。
- 新たに製造(輸入)する品目欄には、次により記載すること。

- 類別は、法別表又は毒物及び劇物指定令による類別によること。
- 有機シアノ化合物及びこれを含有する製剤については、化学名欄に「有機シアノ化合物」と記載すること。
- 原体の小分けの場合は、その旨を化学名の横に付記すること。
- 製剤の含量は、一定の含量幅を持たせて記載して差し支えないこと。
- 品目の全てを記載することができないときは、この欄に「別紙とおり」と記載し、別紙を添付すること。

附 則  
(施行期日)  
1 の省令は、令和六年十月一日から施行する。  
(経過措置)

- この省令の施行の際現にあつたる省令による改正前の様式(次項において「旧様式」と云ふ)は、  
この使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- この省令の施行の際現にあつたる旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用するが、  
から施行する。ただし、第二条の改正規定は、公布の日から施行する。

| 改   | 正   | 後 | 改   | 正   | 前 |
|---|---|---|---|---|---|
| 別表第一 (第四条の二関係)  | 別表第一 (第四条の二関係)  |   | 別表第一 (第四条の二関係)  | 別表第一 (第四条の二関係)  |   |
| 劇物<br>一～四の一 (略)   | 劇物<br>一～四の一 (略)   |   | 劇物<br>一～四の一 (略)   | 劇物<br>一～四の一 (略)   |   |
| 五 一二～イソプロピル一四一メチルピリ<br>ミジル一六一ジエチルチオホスフエイ<br>ト(別名ダイアジノン)及びこれを含<br>有する製剤。ただし、一二～イソプロピ<br>ル一四一メチルピリミジル一六一ジエ<br>チルチオホスフエイシ五% (マイクロ<br>カブセル製剤)については、一二五% 以<br>下を含有するものを除く。 | 五 一二～イソプロピル一四一メチルピリ<br>ミジル一六一ジエチルチオホスフエイ<br>ト(別名ダイアジノン)及びこれを含<br>有する製剤。ただし、一二～イソプロピ<br>ル一四一メチルピリミジル一六一ジエ<br>チルチオホスフエイシ五% (マイクロ<br>カブセル製剤)については、一二五% 以<br>下を含有するものを除く。 |   | 五 一二～イソプロピル一四一メチルピリ<br>ミジル一六一ジエチルチオホスフエイ<br>ト(別名ダイアジノン)及びこれを含<br>有する製剤。ただし、一二～イソプロピ<br>ル一四一メチルピリミジル一六一ジエ<br>チルチオホスフエイシ五% (マイクロ<br>カブセル製剤)については、一二五% 以<br>下を含有するものを除く。 | 五 一二～イソプロピル一四一メチルピリ<br>ミジル一六一ジエチルチオホスフエイ<br>ト(別名ダイアジノン)及びこれを含<br>有する製剤。ただし、一二～イソプロピ<br>ル一四一メチルピリミジル一六一ジエ<br>チルチオホスフエイシ五% (マイクロ<br>カブセル製剤)については、一二五% 以<br>下を含有するものを除く。 |   |
| 五の二～六十七 (略)   | 五の二～六十七 (略)   |   | 五の二～六十七 (略)   | 五の二～六十七 (略)   |   |

附 則

- この省令は、毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(令和六年政令第百九十六号)の施行の日